

福井しあわせ元気大会競技用具整備要項

1 趣 旨

この要項は「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会競技用具整備基本方針」に基づき、第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に万全を期するとともに、障がい者スポーツの普及・振興に資することを目的とし、大会の開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

区 分		内 容	例 示
競技用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品（施設および施設に付帯するものを除く）	フライングディスク ゴール、卓球台等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、石灰、ライン テープ等
運営用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品（施設および施設に付帯するものを除く）	机、テント、放送器具 等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

3 競技用具の整備

- (1) 競技用具の整備に当たっては、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会が、競技運営主管団体および会場地市町と協議して決定する。
- (2) 整備に当たっては、次の順位により行うものとする。
 - ア 県、会場地市町、競技運営主管団体、競技会場等が現有する用具を使用する。
 - イ 福井しあわせ元気国体で使用したものを借用する。
 - ウ 民間業者等から借用する。
 - エ ア～ウによりなお不足する場合は購入する。

4 競技用具の転用および処分

購入した競技用具の転用および処分については、大会終了後、県の責任において行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具の整備に関し必要な事項は、別に定める。